

岩手県告示第456号

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第14条第1項の規定に基づき、県税に関する申告等の期限の延長（令和元年岩手県告示第424号）において別に告示で定めることとされている期日のうち、法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割並びに法人及び個人の事業税に係るもの（個人の事業税にあつては、申告に係るものに限る。）については、申告等の期限が令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

令和2年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也